



交換中学生同士、交流を深めました

今年も8月7日〜17日にかけて、姉妹都市のアメリカ合衆国カリフォルニア州サンタバーバラ市から4人の中学生と引率の先生が鳥羽市へ来てくれました。その前には、鳥羽市からも4人の中学生がサンタバーバラ市を訪れ、多くのことを学んで帰ってきました。

初めての土地を訪れる楽しさは、わたしにとっても大変大きなものです。今まで見たこともない景色、会ったことのない人々、食べたことのない食べ物。そのどれもが、若いときからわたしの心をときめかせてくれました。

わたしは、自分がとても好奇心の強い人間だと感じています。好奇心は人間が知識を増やすことや、自らを向上させることに必要かつ効果的なものであると思います。どんなことにも興味を持ち、疑問を持つ。そして新しいことを知ったり、疑問を解決することに喜びを感じる。素晴らしいことだと思います。

今年には実にエキサイティングな、そして思い出深い夏を過ごされたことでしょう。アメリカと日本の少年少女の出会いには、お互いの人生を変えるほどのきっかけを作ってくれる可能性さえあります。

アメリカという国は、世界中で貢献もし、また問題も起こしていると思います。一人ひとりの人間は、とても人懐こくユーモアが豊かです。わたしは若いころ、ミシシッピ川の近くの農場で働いていました。その川はとても大きな川ですが、畑から流れ込む土でいつも茶色に濁っていました。そのことをわたしが農場主に言ったところ、彼はこう言いました。「ミシシッピは、耕すには薄すぎるが、泳ぐには濃すぎる」

とつさにこんなことを言っ
て相手を楽しませるユーモア
がアメリカの人にはありま
す。わたしたちが学ぶべきこ
とも多くあります。日本人か
らアメリカ人が学ぶところ
も、また多くあると思います。
若い人たちには、もっともっ
と好奇心を起こして、いろい
ろなことを実行し、経験して
もらいたいと思います。

木田市長の

ど〜んと

真珠のように輝く
まちづくりのために

コミュニケーション

vol.37

「好奇心」のすすめ

「人権相談」が
毎月開設されました

これまで「人権相談」は隔月で偶数月の第3火曜日に行っていました。人権擁護委員さんのご協力を得て、7月から毎月第3火曜日に開設するようになりました。

時間は、これまでどおり午後1時30分から3時30分までです。7人の人権擁護委員のかたが2人ずつ交代で相談をお受けしています。

人権相談というと、何か難しそうなイメージを持たれるかたもいるかもしれませんが、相談内容は、職場や学校でのいじめ、セクハラ、夫婦間での精神的・身体的暴力など

人権文化の
花を咲かせよう

Vol.76

キ リ ト リ

平成20年度人権相談の日程

	平成20年	平成21年
● 時間	9月16日(火)	1月20日(火)
● 場所	10月21日(火)	2月17日(火)
	11月18日(火)	3月17日(火)
	12月16日(火)	☎⑤ 1 1 4 1

※人権相談の日程は、広報とば16日号の最終ページ「暮らしの相談」でも掲載しています。

日々の生活の中でのさまざま
な悩みをお受けしています。
面と向かっている相談に抵抗
があるかたは、電話でもお受
けします。相談時間内に市民
課人権・生活係(☎⑤ 1 1 4
1)へお電話ください。相談
室へ転送します。

相談は無料で、秘密は厳守
します。気軽に相談してくだ
さい。

9月からの日程は次のとお
りです。(点線部分を切り取っ
てご利用ください)